

箕面市農業委員会委員募集要領

1. 募集人数 21人

2. 任用期間 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

3. 身分 箕面市の特別職非常勤職員

4. 職務内容

農地の権利移動や転用にかかる許認可業務及び担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農の促進等に伴う現地での調査、指導及び監視

(1) 農地法等による農地権利移動や転用許認可などその権限に属させた業務

- ① 現場調査 及び 総会での議案審議報告
- ② 水利組合等との調整
- ③ 相続税納税猶予等の農業に関する各種証明にかかる現場調査 等

(2) 農地等の利用の最適化の推進

- ① 新規就農者など担い手に対して農地をあっせん
- ② 遊休農地の発生防止、解消のための農地パトロール、指導、相談対応
- ③ 水利組合など農地利用にかかる調整 等

(3) 毎月開催の農業委員会総会に出席（平日午後1時30分～午後5時の時間帯）

5. 委員報酬 月額37,000円

6. 委員資格

農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次に掲げる箕面市農業委員会の委員の選任に関する要綱第3条の各号のいずれにも該当する者。

(1) 農業委員会法第8条第4項各号に該当しない者

- (第1号) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (第2号) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 本市の職員及び本市が設置する附属機関の委員でない者

(3) 箕面市暴力団排除条例（平成26年箕面市条例第44号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者

7. 推薦及び応募の手続き等

下記規定の様式に必要な事項を記入のうえ、提出書類を添えて、郵送または持参により、みどりまちづくり部農業振興室（別館4階44番窓口）までご提出ください。

なお、応募にかかる書類は返却しません。

【規定様式】

推薦又は応募区分	提出様式
農業関係団体（法人その他の団体）団体等による推薦	様式 1
農業者（個人）による推薦	様式 2
個人からの応募	様式 3

【提出書類】

①	被推薦者又は応募者の住民票（発行後 3 ヶ月以内のもの。 本籍表記のあるもの ）
②	被推薦者又は応募者が、 農業者のかた：農業委員会が発行する農業経験証明書 農業者でないかた：都道府県の農業大学校又は地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所が発行する課程あるいはコース等の修了証明書
③	個人からの応募の場合は、次のテーマによる小論文（文字数 1600～2000 字） 【テーマ】身近に感じる本市農業の課題をあげ、農業委員としてどのように地域の農業を発展させたいか具体的に論じよ。
④	被推薦者又は応募者が認定農業者である場合は、認定農業者証などの認定農業者であることを証明する書類の写し

8. 推薦及び応募期間

令和 5 年 3 月 1 日（水）から令和 5 年 3 月 27 日（月）まで【期間内必着】

※ 持参される場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までにお持ちください。

9. 選任方法

箕面市農業委員候補者選考会議が、提出された書類をもとに、評価を行い、市へ意見を報告します（必要に応じて面接を行うことがあります）。

市において、同会議の選考を参考に農業委員候補者を決定し、市議会の同意を得たうえで、農業委員を選任します。

※ 選任結果は、応募者の全員に文書で通知します。

※ 結果に関する問い合わせにはお答えできません。

10. 情報の公表

農業委員会法に基づき、募集期間の中間および終了後に、箕面市ホームページで以下の内容を公表します。（「住所」は公表しません。）

- (1) 被推薦者又は応募者の氏名、性別、年齢、職業、経歴及び農業経営の状況
- (2) 推薦又は応募の理由
- (3) 被推薦者又は応募者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数

問い合わせ先 〒562-0003 箕面市西小路 4 丁目 6 番 1 号

箕面市 みどりまちづくり部 農業振興室（TEL：072-724-6728）